

「地方ローカル線」の維持・存続に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月28日

提出者

浅野俊雄
成相安信
洲浜繁達
岡本昭二
大屋俊弘
園山繁子
角智隆
須山勇
加藤常義
藤原誉
山本誉
田中明美

細田重雄
福田正明
原成充
絲原徳康
中村芳信
尾村利成
中島謙二
平谷昭一
平生越俊
高橋雅彦
吉田雅紀
大國陽介

佐々木雄三
森山健一
五百川純寿
小沢秀多
田中八洲男
白石恵子
池田成一
山根浩岳
岩田浩力
遠藤和彦
吉野和彦
高見康裕

(別紙)

「地方ローカル線」の維持・存続に関する意見書

2018年3月末をもって「三江線」が廃止された。西日本旅客鉄道株式会社（以下JR西日本）の「三江線の廃止」提案に対して、沿線自治体が重ねて「三江線の維持・存続」を求めてきたにも関わらず、その意向が受け入れられなかったことは残念でならない。

昨年4月のJR発足30年にあたり、JR西日本は「ローカル線の見直しは不可避」とのコメントを発した。また、JR他社においても、ローカル線の見直しについて沿線自治体との協議を進めたいとの報道がなされている。

このように「地方ローカル線」は苦境に立たされているが、地方で生活していく上で「移動手段の確保」は必要不可欠であり、安易な「ローカル線の廃止」は地方の過疎化に拍車をかけることが懸念される。

もとより、国民の共有財産である鉄道の存否については、沿線自治体始め関係自治体の意向が最大限尊重される必要がある。また、「地方創生」具現化のためにも積極的な「地方ローカル線存続」に向けた政策が展開されるべきと考える。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方ローカル線の廃止は当該地域住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることになることから、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度については、抜本的な見直しも視野に入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
法務大臣
財務大臣
国土交通大臣

【平成30年6月28日原案可決】